

非課税一覧

〔地方税法701条の34関係〕

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人	○	○	第1項		
公益法人等	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う事業用施設（収益事業は除く）	○	○	第2項	第56条の22 第56条の23	
教育文化施設	博物館・図書館・幼稚園	○	○	第3項 第3号	第56条の24	
公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	第3項 第4号	第56条の25	
と畜場施設	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	第3項 第5号		
死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	第3項 第6号		
水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○	第3項 第7号		
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	第3項 第8号		
病院・診療所等	医療法等に規定する病院・診療所及び介護保険法に規定する介護老人保健施設並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	第3項 第9号	第56条の26	
保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で一定のもの	○	○	第3項 第10号	第56条の26の2	
保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	第3項 第10の2号		
児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で一定のもの（次号に該当するものを除く）	○	○	第3項 第10の3号	第56条の26の3	

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定するもの	○	○	第3項 第10の4号		
老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で一定のもの	○	○	第3項 第10の5号	第56条の26の4	
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	第3項 第10の6号		
社会福祉事業の用に供する施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で一定のもの（第10号から第10号の6までに該当するものを除く）	○	○	第3項 第10の7号	第56条の26の5	
包括的支援事業の用に供する施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	第3項 第10の8号		
保育事業の用に供する施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	第3項 第10の9号		
農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で一定のもの	○	○	第3項 第11号	第56条の27	第24条の3
農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設で一定のもの	○	○	第3項 第12号	第56条の28	第24条の4
卸売市場及びその補完施設	卸売市場法第2条第2項に規定する一定の施設	○	○	第3項 第14号	第56条の29	第24条の5
電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業用施設で一定のもの	○	○	第3項 第16号	第56条の32	
ガス事業用施設	ガス事業法に規定するガス事業用施設で一定のもの	○	○	第3項 第17号	第56条の33	

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
中小企業集積活性化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が府又は同機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	第3項 第18号	第56条の 34	第24条の 5の2
総合特別区域法に規定する事業を行う者が設置する施設	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業が、市から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	第3項 第19号	第56条の 35	第24条の 5の3 第24条の 5の4
鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	第3項 第20号	第56条の 36	
一般自動車運送事業等施設	一般乗合旅客自動車運送事業施設（タクシー等除く）・一般貨物自動車運送事業施設・鉄道運送事業者の行う運送事業施設（事務所以外の施設）	○	○	第3項 第21号	第56条の 37	
自動車ターミナル用施設	バスターミナル・トラックターミナル（事務所以外の施設）	○	○	第3項 第22号	第56条の 38	
国際路線に係る航空運送事業の用に供する施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設のうち国際路線に係る一定のもの	○	○	第3項 第23号	第56条の 39	第24条の 6
第1種電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業用施設で一定のもの	○	○	第3項 第24号	第56条の 40	第24条の 6の2
一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	○	○	第3項 第25号	第56条の 40の2	第24条の 6の3
日本郵便株式会社がおこなう郵便事業の用に供する施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社が法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに付帯する業務の用に供する施設で政令で一定のもの	○	○	第3項 第25の2 号	第56条の 40の3	第24条の 6の4
従業者の福利厚生施設 ※P21参照	食堂・売店・喫茶室・娯楽室・診療室・理髪室・保養所等	○	○	第3項 第26号	第56条の 41	第24条の 7
路外駐車場 ※P21、22参照	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で一定のもの	○	○	第3項 第27号	第56条の 42	第24条の 8

対象	施設・要件等	適用		関係法令		
		資産割	従業者割	地方税法	施行令	施行規則
駐輪場	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	第3項 第28号		
高速道路株式会社 法に規定する事業 の用に供する施設	高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	第3項 第29号	第56条の 42の2	
消防用設備等・防 災施設等	百貨店・ホテル等の特定防火対象物の防火施設等(次頁「特定防火対象物の非課税」参照)	○	—	第4項	第56条の 43	第24条の 9
港湾運送事業用施 設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	第5項	第56条の 46	第24条の 10

特定防火対象物の非課税

(ア) 特定防火対象物の範囲（消防法第17条第1項）

下記の範囲に該当する場合は、消防用設備(イ)や避難施設(ウ)が非課税となります。

消防法施行令別表第1の項	建物の用途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場、ダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所、又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(※1)、軽費老人ホーム(※1)、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※1)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設(※2)、短期入所若しくは共同生活援助施設(※2) ※1 避難が困難な要介護者等を主として入所させるものに限る ※2 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※3)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(※3)、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※3)、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(※3)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ※3 ロに掲げる施設を除く ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

【注】消防法施行令別表第1の防火対象物のうち上表に該当するものに限られます。

(イ) 対象消防用設備等

注意:(ア) の特定防火対象物に該当する場合のみ非課税適用されます

区 分	設 備 等
消 火 設 備	1. 消火器及び次に掲げる簡易消火用具 (ア)水バケツ(イ)水槽 (ウ)乾燥砂(エ)膨張ひる石、膨張真珠岩 2. 屋内消火栓設備 3. スプリンクラー設備 4. 水噴霧消火設備 5. 泡消火設備 6. 不活性ガス消火設備 7. ハロゲン化物消火設備 8. 粉末消火設備 9. 屋外消火栓設備 10. 動力消防ポンプ設備
	1. 自動火災報知設備 2. ガス漏れ火災警報設備 3. 漏電火災警報器 4. 消防機関へ通報する火災報知設備 5. 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 (ア)非常ベル(イ)自動式サイレン(ウ)放送設備
避 難 設 備	1. すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2. 誘導灯、誘導標識
消 防 用 水	防火水槽、これに代わる貯水池その他の用水
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備

(ウ) 対象避難施設等

注意:(ア) の特定防火対象物に該当する場合のみ非課税適用されます

区 分	施 設 等	非課税割合
建築基準法第 35 条に規定する施設又は設備	1. 階段 (避難階段、特別避難階段) 2. 排煙設備 (予備電源を含む) 3. 非常用の照明装置 (予備電源を含む) 4. 非常用進入口 (バルコニーを含む)	その全部
	1. 廊下 2. 階段 (避難階 [直接地上へ通ずる出入り口のある階] 又は地上へ通ずる直通階段に限る。) 3. 避難階における屋外への出入口	その1/2
非常用エレベーター	非常用エレベーター (予備電源を含む。) 建築基準法第34条第2項に規定 (地上31m以上の建物)	その全部
建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室	1. 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備を設置しているもの 2. 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置を設置しているもの 3. 消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、同令第7条第3項第3号に規定する消防機関へ通報する火災報知器	その1/2
※ 建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物のうち右記の部分で防火区画されているもの	1. 吹き抜けとなっている部分 2. 階段の部分 3. 昇降機の昇降路の部分 4. ダクトスペースの部分 5. その他これらに類するもの	その1/2
避難通路等	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路。但し、スプリンクラー設備 (消防法施行令第 1 2 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものであること。)の有効範囲に設置するもの。	その全部
	1. 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路。 (上記該当のものを除く。) 2. その他行政命令に基づき設置する施設又は設備	その1/2

※建築基準法施行令第112条第9項

- ・ 主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階または3階以上の階に居室を有する建築物をいう。
- ・ 防火区画とは、縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を耐火構造の床もしくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画することをいう。